

春日部市名誉市民条例の一部を改正する条例

春日部市名誉市民条例（平成17年条例第5号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の条の表示及びそれに対応する改正後の欄の条の表示に下線が引かれた場合にあつては、当該改正前の欄の条を当該改正後の欄の条とする。
- (2) 次の表中、改正前の欄の条に対応する改正後の欄の条が存在しない場合にあつては、当該改正前の欄の条を削る。
- (3) 次の表中、改正後の欄の項に対応する改正前の欄の項が存在しない場合にあつては、当該改正後の欄の項を加える。
- (4) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
<p>(名誉市民)</p> <p>第2条</p> <p>2 前項の名誉市民の称号は、故人に対しても追贈することができる。</p>	<p>(名誉市民)</p> <p>第2条</p> <p>(審議会)</p> <p>第3条 名誉市民に関し必要な事項を審議するため、春日部市名誉市民審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>(審議事項)</p> <p>第4条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。</p> <p>(1) 名誉市民の選定に関すること。</p> <p>(2) 名誉市民の称号の取消しに関すること。</p> <p>(組織)</p> <p>第5条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。</p> <p>2 委員は、市内の公共的団体等を代表する者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>3 委員は、当該事項に係る審議が終了したときは、職を離れるものとする。</p> <p>(会長)</p> <p>第6条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。</p> <p>2 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。</p> <p>3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。</p>

<p>(選定)</p>	<p>(会議)</p>
<p>第3条 市長は、<u>議会</u>の同意を得て名誉市民を選定する。</p> <p>(顕彰)</p>	<p>第7条 審議会の会議は、会長が招集する。</p> <p>2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。</p> <p>(審議結果の報告)</p>
<p>第4条 名誉市民には、名誉市民の称号を証する<u>証書</u>(以下「<u>証書</u>」という。)及び名誉市民章を贈り、その事績を公表して顕彰する。</p> <p>(待遇)</p>	<p>第8条 会長は、会議録を作成し、その結果を速やかに市長に報告しなければならない。</p> <p>(選定)</p> <p>第9条 市長は、<u>審議会の意見及び議会</u>の同意を得て名誉市民を選定する。</p> <p>(顕彰)</p> <p>第10条 名誉市民には、名誉市民の称号を証する<u>証書</u>及び名誉市民章を贈り、その事績を公表して顕彰する。</p> <p>(待遇)</p>
<p>第5条 (略)</p> <p>(称号の取消し)</p>	<p>第11条 (略)</p> <p>(称号の取消し)</p>
<p>第6条 市長は、名誉市民が著しく名誉を傷つけ、市民の尊敬を失ったと認められるときは、<u>議会</u>の同意を得て名誉市民の称号を取り消すことができる。</p> <p>2 前項の規定により名誉市民の称号を取り消された者は、その取消しの日から前条により与えられた待遇を取り消されるとともに、証書及び名誉市民章を返納しなければならない。</p> <p>(庶務)</p>	<p>第12条 市長は、名誉市民が著しく名誉を傷つけ、市民の尊敬を失ったと認められるときは、<u>審議会の意見及び議会</u>の同意を得て名誉市民の称号を取り消すことができる。</p> <p>(庶務)</p>
<p>第7条 <u>名誉市民</u>に関する庶務は、秘書室において処理する。</p> <p>(委任)</p>	<p>第13条 <u>審議会及び名誉市民</u>に関する庶務は、秘書室において処理する。</p> <p>(委任)</p>
<p>第8条 (略)</p>	<p>第14条 (略)</p>

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。